## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

このことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので提出する。

令和4年(2022年)6月28日提出

提出者 総務常任委員会 委員長 前 泊 美 紀

## (提案理由)

1996年2月、法制審議会が法務大臣に選択的夫婦別姓導入などの民法改正を答申してから四半世紀が過ぎた。

家族のあり方などの価値観の多様化、ジェンダー平等、女性活躍を推進する時代の要請に対応するためにも、それらを反映した法整備は急務である。

本市議会は、国における選択的夫婦別姓制度の丁寧かつ積極的な議論を喚起し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めるため、この意見書を提出する。

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

選択的夫婦別姓制度は、「選択的」という言葉が示すとおり、同じ姓を名乗ることが家族の一体感を深めると考える夫婦は従来通り夫婦同姓を、一方で、夫婦別姓を望む夫婦はそれを選べるようにできる制度である。

1996年2月、法制審議会が法務大臣に選択的夫婦別姓導入などの民法改正を答申してから四半世紀が過ぎた。答申は、民法改正を待ち望んできた女性たちの悲願だった。しかし、答申にあった婚外子相続分や再婚禁止期間、婚姻最低年齢を規定した民法の改正は行われたが、選択的夫婦別姓導入は行われなかった。

2015年12月、最高裁判所は夫婦同姓規定を合憲と判断した。2021年6月にも「制度の検討は国会で議論されるべき」と、2015年の判決を踏襲し、議論を国会に委ねた。この間、通称使用の拡大のみが進められたが、根本的な問題解決には至っていない。

夫婦同姓を法的に義務づけているのは世界で日本だけであり、国連の女性差別撤廃委員会から日本政府に対し、選択的夫婦別姓の法改正が勧告されている。

家族のあり方などの価値観の多様化、ジェンダー平等、女性活躍を推進する時代の要請に対応するためにも、それらを反映した法整備は急務である。国はその責務として、選択的夫婦別姓制度の議論を、子どもへの影響など多方面に配慮しながら、丁寧かつ積極的に進め、適切な法的選択肢を用意すべきである。

よって、那覇市議会は、政府及び国会に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年(2022年)6月28日

那覇市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)